

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規定第3条第1項に規定する意見聴取官の指名手続について

令和2年3月10日

道本捜4第3792号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛てみだしのことについては、これまで、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規定第3条第1項に規定する意見聴取官の指名手続について（平22.3.11道本捜4第454号。以下「旧通達」という。）の通達に基づき実施してきたところであるが、引き続き、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規定第3条第1項に規定する意見聴取官の指名手続について、令和2年4月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

記

1 趣旨

この通達は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、警察本部長が指名する意見聴取官の指名手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 意見聴取官

(1) 意見聴取官の配置

ア 警察本部及び方面本部に規則第3条第1項に規定する意見聴取官を置く。

イ 意見聴取官は、これを意見聴取官と補充意見聴取官に分けて指名するものとする。

(2) 資格要件

意見聴取官及び補充意見聴取官は、警察本部刑事部の各課及び方面本部の捜査課に勤務する警察官のうちから意見聴取を主宰するについて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができるものと認められる警視以上の階級にある者を指名する。

(3) 補充意見聴取官の事務

補充意見聴取官は、意見聴取官が規則第4条に規定する除斥事由に該当し、若しくは規則第8条第3項第3号に規定する忌避により交代を必要とする場合又は病気その他の理由により意見聴取を主宰することができない場合に、当該意見聴取官の事務を行うものとする。

3 指名手続

(1) 指名方法

ア 刑事本部長は、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年警察本部訓令甲第3号）第7条の2第1項の規定により警察本部捜査第四課に置くこととされている暴力団意見聴取官を除き、前記2の(2)の資格要件に該当する者を意見聴取官及び補充意見聴取官として選考し、警察本部長の指名を受けるものとする。

イ 前事項の指名は、別記第1号様式及び別記第2号様式の指名簿により行うもの

とする。

(2) 通知

刑事部長は、警察本部長の指名を受けた意見聴取官及び補充意見聴取官にその旨を通知するものとする。

(3) 指名手続に関する事務

意見聴取官及び補充意見聴取官の指名手続に関する事務は、警察本部捜査第四課において行う。

4 指名の解除

意見聴取官は、人事異動によりその職務を行わなくなったときをもって、指名を解除されたものとする。

※ 別記様式は省略

指 名 簿 (意見聴取官)

指 名 印	指 名 年 月 日	所 属 ・ 職 名	階 級	氏 名	解 除 年 月 日

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式

指 名 簿 (補充意見聴取官)

指 名 印	指 名 年 月 日	所 属 ・ 職 名	階 級	氏 名	解 除 年 月 日

注 規格は、A列4番縦長とする。